豊受大神

当時、ただ御祭するところ、雄略朝のはじめの頃おそらく、

①天上の国（九州）の「合志原」の台地上には天照大神の御霊（のみ）が祀られており、一人で天照大神の御霊（のみ）が祀られており、

②一方、日辺日本国（近畿）の雄略天皇の殿の内には天照大神「神璽の八咫鏡」が祭られていた、（神代紀（下）第九段一書第二参照）と考えられる。

つまり、日辺日本国の天照大神「神璽の八咫鏡」は、雄略天皇と共に寝床を同じくし殿を共にして、斎鏡とされていた。（神代紀（下）第九段一書第二参照）

しかし、天上の国（九州）の天照大神は、

さて、『太神宮諸雑事記』（「群書類従」巻第三）の雄略天皇から推察すると、

〈雄略天皇の二十二年戊午年「北魏の太和二年」（四七八年）七月七日

天上の国（九州）の天照大神の宮（内宮）のすぐ近くに、豊受大神（外宮の祭神）が祀られた〉

ようである。

尚、「北魏の太和二年」は、四七八年である。

また、日本書紀の紀年によると雄略二十二年は四七八年にあたる。

同年の

第41表　内宮（天照大神の宮）・外宮（豊受大神の宮）・外宮（天照大神の離宮）・八幡宮の変遷の歴史（想像）

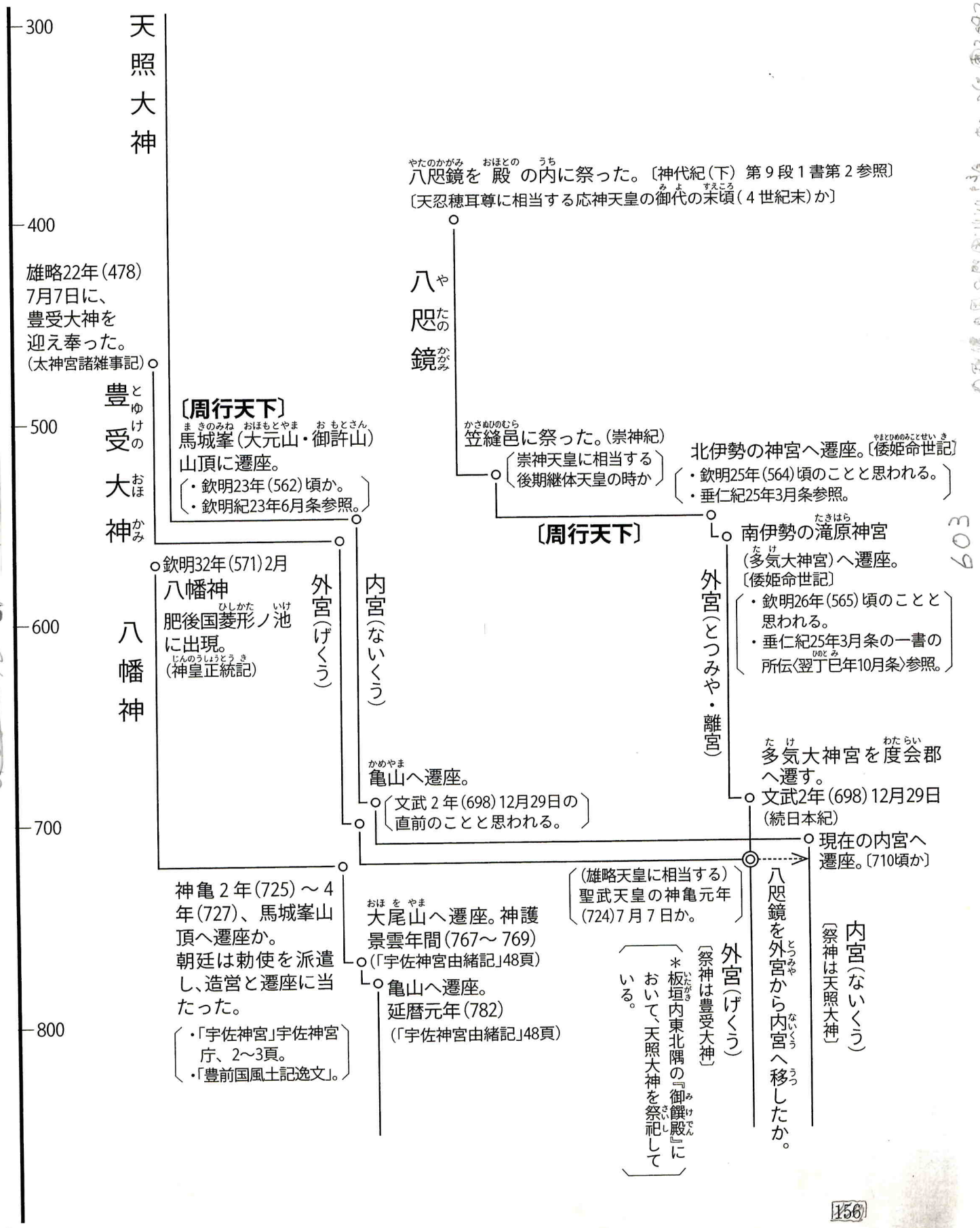

□太神宮諸雑事記□の雄略天皇条を見てみよう。こう記されている。

「即位二十一年丁巳當唐（北魏）大和元年也。而天照坐伊勢太神宮乃御託宣偁。我食津神波坐丹後國與謝郡眞井原須。早奉迎彼神。可奉令調備我朝夕御饌物也。託宣賜既了。仍從眞井原奉迎天〻

――――

次の記事は、ずっと後年の情況について述べているのだろう

伊勢國度會郡沼木郷山田原宮仁奉鎮給侶利。今號豊受太神宮是也。其後皇太神宮重御託宣偁。我祭奉仕之時。先可奉祭豊受神宮也。然後我宮祭事可勤仕云々。

――（中略）――

但皇太神宮天降御坐之後經四百八十四年。然後天皇即位二十二年戊午北魏の太和二年七月七日。豊受神宮於波被奉迎也」

とある。

なお、□豊受神□（食津神）が中国の□梯□の□のことであったからこそ、――中国□北魏□の太和□（大和）という年号が附されているの□□だろうと想像される。付け加えら

太神宮諸雑事記 ㄇ 雄略天皇条の大要

一、トル

釈を加えてみたはや次の通りである。

(1) 「即位二十一年丁巳の年（四七七）、天照大神が「我が食津神は、多々丹後国与謝郡真井原に坐す。早く彼神を迎え奉り、我が朝夕の御饌物を調え備えて奉るべしㄇと託宣。

即位二十二年戊午（四七八）七月七日、豊受神を迎え奉ったㄴ

(2) また、天照大神は、「我が祭に仕え奉るとき、先ず豊受神宮を祭り奉るべしㄴ

と重ねて託宣された。（「斎宮志」山中智恵子、大和書房、三一頁参照）

食津神は、

① 食物を主宰する神。大宜都比売神・保食神・倉稲魂神・豊宇気毘売神・若宇迦乃売神などを指すこともあるが、また、

② 宇賀御魂神、即ち稲荷の神の一名。「三狐神ㄇとも当て字され、「狐に什会さんることもある。（「広辞苑」「御食津神・宇賀神・宇迦御魂・稲荷丹後国与謝郡は、与謝半島の東部か

ら宮津市周辺へ及ぶ地域であり、筒川の地も与謝郡に含まれる。（「帝国地名辞典」太田亮・三浦周行著、出版社）参照）

※なお、因みに述べると、丹波国から丹後国を分置したのは、元明天皇の和銅六年（七一三）四月のことであった、という。（続紀）

□ところで先に、第三十三章□へ裸びなへの項において、

「住吉神社□境内末社の□種貸社□は、倉稲魂命（□稲荷神）三狐神（稲荷神）は、三狐神を使者として来朝した稲荷神の使である狐に見たてているのであろうか」

と述べた。

□こうしたことを考え合わせると□太神宮諸雑事記□雄略天皇条は、次のような意味なのであろうと想像される。

「雄略天皇の二十一年（四七七）天上の国（肥後国□合志原の台地上）に鎮座しておいでになる天照大神が、我が食津神（丹波国与謝郡に地

理的に相当する‖東松浦半島東部の湊町あ
[トル]に坐す神[トル]「梯儀様」(三狐神)を迎え
よ」
と託宣された。
そこで、翌年(四七八)七月七日の七夕の
日に、豊受神(等由気大神ともいう。梯儀の
ことであろう)を迎え奉ったL
つまり、
「四七八年七月七日の七夕の日に天上の
国(合志原)の天照大神を祭る「内宮」のす
ぐ近くに新築された「外宮」へと‖‖‖夫
君である豊受神(‖梯儀)を迎え奉ったL
[豊受神宮]
[元つき改行]
[トル]
というところとなるのであろう」と推察される。(第
41表参照)
米
それでは、天上の国(合志原)に二つ並ん
でいた「内宮」と「外宮」は、一体、
どのような経緯の末に、伊勢国の現在地へ遷
されたのであろうか。実に
そこには、紆余曲折の複雑極まりない変遷

(甲)340P 一部抜粋 おほはつせ 大長谷 吾 紀上 86P 12行
(甲)239P 斎宮志 31P 鎮まる 972P
(甲)3059P-12次き 同反
止由気宮儀式帳 45P 3,059P-6/14
止由気宮儀式帳 45P 20P下 ~ 本
(乙) 天つき 改行
ゆうち 之 周知 1050P (甲)336P

の歴史があったようだ。その詳細については第六十五章「欽明天皇」（周行天下）の項以降において述べることにしたい。

しかし、変遷の途中経過はともあれ、最終的な結果は周知の通り、

① 伊勢国の内宮に天照大神

② その御近くの外宮に豊受神

が祭られることになる。（第 表参照）

「伊勢神宮」桜井勝之進 学生社 三七頁

「丹後国風土記逸文」「奈具社」（比治の里）（眞奈井）参照

（条中の次頁行）

なお、先に述べた『日本書紀』の天神地祇の

諸雑事記』雄略天皇条とほぼ同様の内容なが

ら、「……桓武天皇の延暦二十三年（八〇四）

三月に奏進された『止由気宮儀式帳』には、

伊勢国の豊受神宮（外宮）について、次のよ

うに記されている。（以下「斎宮志」出宮恵子 大和書房 三一頁）

「ア のとき、大長谷天皇（雄略天皇）御夢

に、誨覚たまはく、吾高天原に坐して、見

まきたまひし処に鎮りましぬ。然れども吾一

所のみ坐せば、いと苦し。この み な らず大

に見受けられる。

H30(2018)8.7(火)1限
(4回)

御饌を安く聞食さずまゆゑに、丹波国比治の真奈井に坐す我が御饌都神三狐神の妻なる豊宇気大神を我許に令来(きたらし)ませるのだろう)等由気太神を我許に(わがみもとに)(わかみもとに)(わかみもと)(わがみもと)もが(わかみもとに祭ってほしいものだ)と誨覚奉りき。そのとき天皇驚悟たまひて、即ち丹波国よりいでまさしめて、度会の山田原に太神宮を造奉りて、天照坐皇太神の朝の大御饌の下石根に、宮柱太知り立て、高天原に知疑高知りて、宮定め斎仕奉り始めき。是以て、御饌殿造奉りて、天照坐皇太神の朝の大御饌を、日ごとに供奉る。

■雄略朝の高天原の様子と、後年の伊勢神宮(外宮・内宮)の現状とを、混在させ、述べているのであろう。

米・谷志原

籠神社

「日本在寺大観」名著刊行会「籠神社」参照

一方、伊勢神宮の外宮の由来を知る上で重要な伝承がある。

■京都府與謝郡府中村大字大垣(天橋立の北岸)の籠神社の社伝

「祟神天皇御宇、天照皇大神、丹後国與謝郡に四年間御鎮座あり。此時豊受大神降臨あり て、一所に同殿せらる。是を與謝宮又は真

「府中」と読む由。　平成28年(2016)2月10日 京都府與謝郡よさの町役場にTel尋ねた。
Tel 0772-43-9000　市町村字名146頁無し　ぽすたるガイド291頁に無い。
約宮・外宮の変遷は、第8巻603Pに有

籠神社（この籠神社ともいう）

トル

伊勢神宮の『外宮』の由来を知る上で重要な伝承がある。（以下『第412・413図参照）

京都府與謝郡府中村大字大垣（天橋立の北端に位置している）『籠神社』の社伝に少々注釈を加え『見てみよう。

『宗神天皇御宇。――――（恐らく雄略朝より以前のことであろう）天照皇大神『丹後国與謝郡（に相当する東松浦半島東岸『あるいは凌町あたりか）に『四年間御鎮座あり』此時豊受大神降臨ありて『一所に同殿せらるる是をくトル

『與謝宮乃又は『真名井神社と称していた。雄略天皇の御代『豊受大神を真名井原より伊勢山田が原（実は久々が原か）へ遷し給ひし時『分霊を此処（凌町）に留め（さらに、分

（第8巻）610　挿入（あ3060P－8/10 7行）

朝日新聞に北立端とある

・右頁上半分に大きく掲載下さい。
・第○巻の第○図をコピーして下さい。
・朱記以外は、12QG

3,059P－9/14

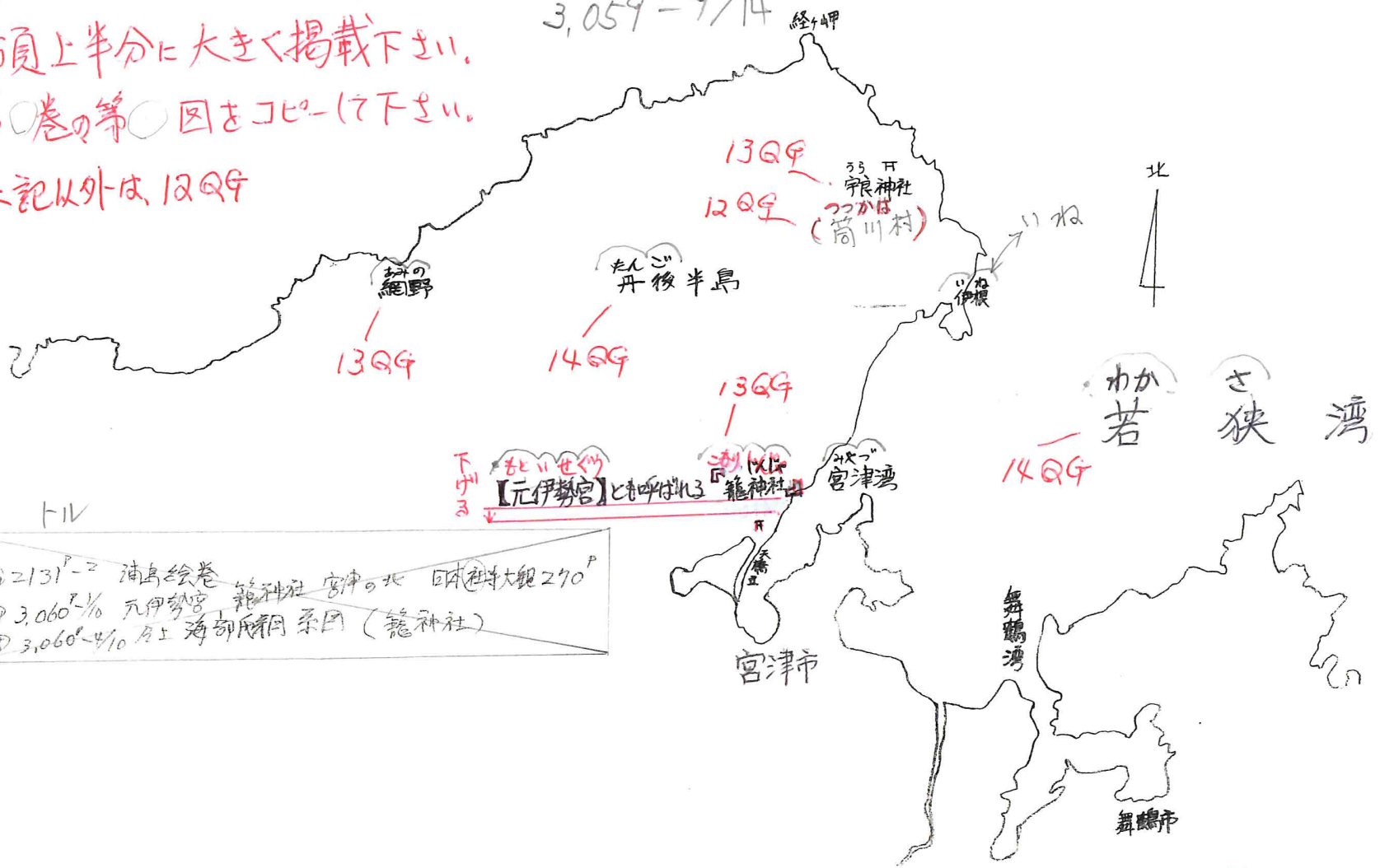

トル
㊧2131P－2 浦島絵巻 籠神社 宮津の北 日本社寺大観270P
㊨3,060P－1/10 元伊勢宮 籠神社 宮津
㊨3,060P－4/10 与謝郡図 系図（籠神社）

元伊勢内宮 崇神朝（継体朝のことか）の創始という。「皇大神宮」ともいう。
元伊勢外宮 用明朝の創建という。「豊受大神宮」ともいう。
（『日本社寺大観』神社編、名著刊行会、昭和45年4月20日発行、284頁参照）

トル
茶色 折りたたみ地図 ビジネス・レジャードライブ『京都府』

㊨1509P－3/4
大江
中心ふりかけ 13QG
中心ふりかけ 14QG
（第310図と同一）
第412図 丹後半島近傍図
（『京都府』ワラヂヤ出版（株）、平成6年1月発行。他参照。）

611P

・左頁上半分に大きく掲載下さい。
・第○巻の第○図をコピーして下さい。
・朱記以外は、12QG

㊤ 2133P-1/4

3,059P-10/14

番 5万分の1地図

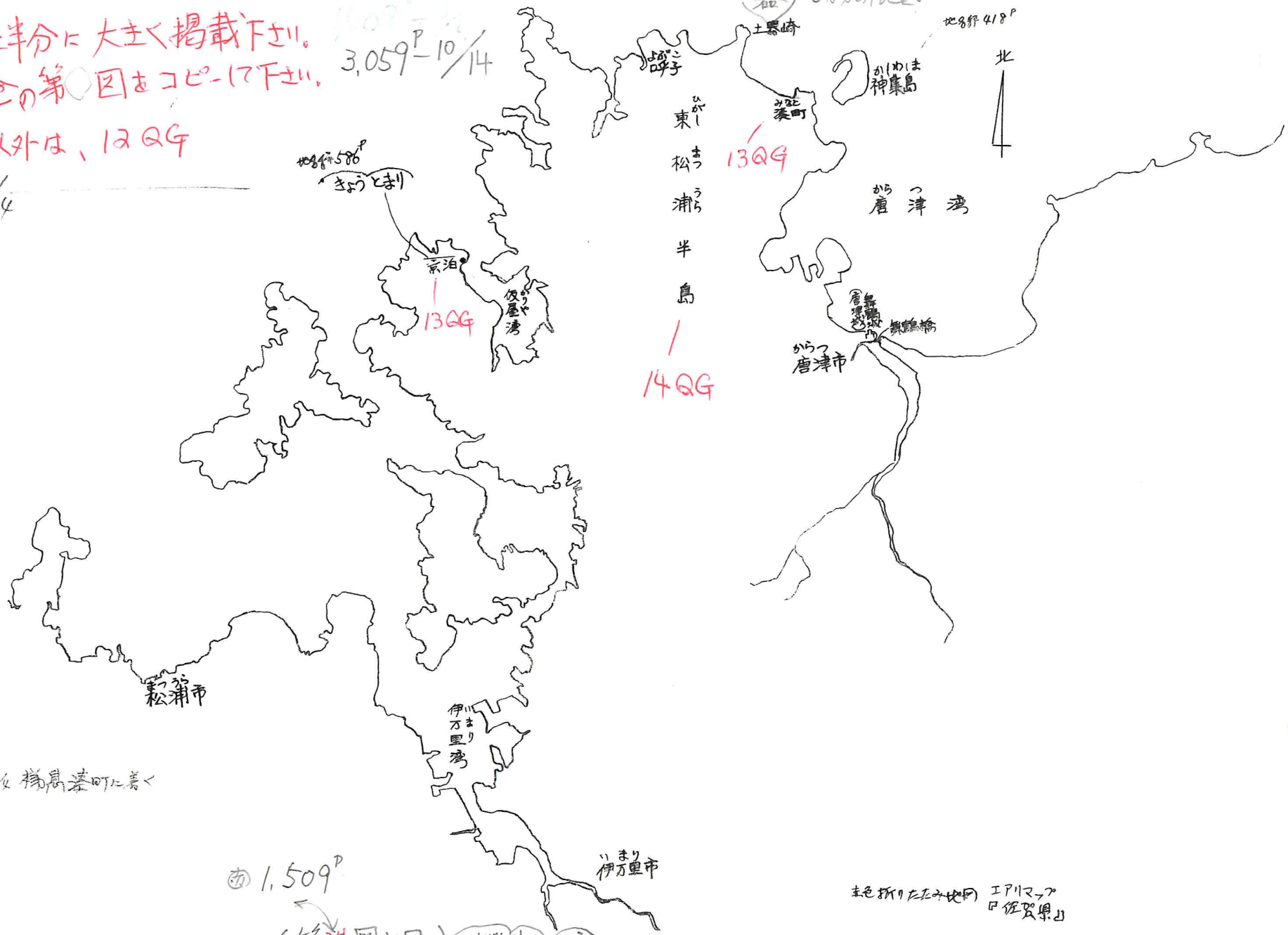

㊦ 1,509P-3/6 鏡島湊町に著く

㊧ 1,509P

(第311図と同一) ひがまつうら

142G 第413図 東松浦半島近傍図

主色 折りたたみ地図 エアリマップ『佐賀県』

霊を湊町に対応している丹後半島東岸の筒川村に留めて「与謝宮」となす。

後ち「筒川村の与謝宮から」現在の「籠神社の摂社に祭られてより」丹後国一ノ宮籠宮を「与謝宮」と呼称するようになった。

その後「湊町あたりに祀られていた」豊受神を「籠神社内の」奥ノ宮真名井神社に「移」し「祀った。

籠神社は「世々海部直氏を以て神官とし」田十一町あり「由「この国の田数帳に見ゆ」

二八八」には神田四十六町余(田)弁幣(ぬさ)の一種

鎌倉時代後期「伏見天皇の」正応元年(一

(「「日本社寺大観」名著刊行会

籠神社」参照)

こう解釈してみたいが(一部重複)

①かつて「天照皇大神(神功皇后)は」夫(仲哀)を慕って「東松浦半島東部の湊町あたりに四年間鎮座された。

陵町から→筒川村へ 合霊

㊎3404P
㊍3059P-6/11 18行同文

・この時「何とも喜ばしいことに」中国大陸の方から豊受大神（梯儒の霊）の降臨があり「一所に仲睦まじく同殿された。

・是を「與謝宮」または「真名井神社と称す」

②それから暫くたった頃「湊町あたりに祀られていた「梯儒」「神」丹後半島東部の筒川村へ勧請されたのである

≪図 5.0M-1 12.5M 参照≫

と思われる「

・筒川村のこの神社は「與謝宮」「真名井神社」「ウラシマのウラをとって」「宇良神社」などと呼ばれたのではなかろうか「（第412図参照）

③雄略天皇の御夢に「天照大神が現われになって

「吾高天原に坐して「見しまぎたまひし処に鎮りまーぬ。然れども吾一所のみ坐せば「

㊎3059P-9/14地図 ↑縦8弁、2段10行

㊦3059P－8/11 3行～

㊦3,059P－7/14 5行～

㊦3059P－7/11 鉄文鎮38P ㊦3404P

いと苦し。一かのみならず大御饌も安く聞食さずますがゆゑに、末盧國（肥前国松浦郡）の真奈井に坐す我が御饌都神・稚倭の狭依彦（豊受大神）等由気太神を我許に祭ってほしいものです。

と誨覚された。

・驚いた雄略天皇は、「高天原」天照大神の宮（内宮）のすぐ近くに、下石根に宮柱太知り立て、千木を高くあげた宮（外宮）を創建され、末盧国の「與謝宮」（眞名井神社）から豊受大神（稚倭）をお迎えになった。

・是以て、天照大神の朝の大御饌、夕の大御饌を、日ごとに仕奉るようになったのであろう。（既述）

③もっとも、雄略天皇の御代に、天照大神の託宣により「豊受大神（稚倭）を末盧国の真奈井から高天原へお遷ししたとはいえ①――豊受大神の分霊を此處（東松浦半島東部の眞名井原という所）に引き留めて、「與謝宮」

（さらに豊受大神の分霊を筒川村に留め）

分霊

615

（紙12枚）

となした。

④後ちの〔筒川村の與謝宮が〕現在の〔籠神社の摂社〕として祭られるようになった。この時点以降「丹後国一ノ宮籠宮を「與謝宮」と呼称する。

⑤その後〔12,5cm 凡そ〕〔凡そ12,5cm 湊町あたりに祀られていた〕〔豊受神の分霊〕を〔凡そ12,5cm 籠神社内の〕〔奥ノ宮真名井神社へ移し〕祀った。

⑥筒川村の「與謝宮には「浦島太郎を祀る「宇良神社」として親しまれ続けた。

といった経緯があったのだろう。と想像される。

た

の対応する各社と合体したのだろうか。

それとも、東松浦半島の三社は、存続が許されず、抹消されてしまったのだろうか。

今となっては、知る術のないことである。

＊

（写真図版570・571参照）

伊勢神宮（外宮）の前身とされる伊勢国の「元伊勢」とも呼ばれている「籠神社」には、大小二つの青銅製の神宝鏡「辺津鏡と息津鏡」があって、鑑定の結果、中国の前漢と後漢の鏡であることが明らかになった。（写真図版573参照）

手ずれ（使用跡）や赤さびもなく、大事に保管されてきた伝世鏡と見て間違いないだろう

ミコトの兄または弟（以後）

彦火火出見尊（ひこほほでみのみこと）

歴代の海部氏の子孫を現代へ至るまで列記し（第一書第七段本文一書第六）

ている。（写真図版572系図）

神代紀（下）第九段本文（参照）

また、「籠神社」には、大小二つの青銅製の神宝鏡「辺津鏡と息津鏡」があって、鑑定の結果、中国の前漢と後漢の鏡であることが明らかになった。（写真図版573参照）

手ずれ（使用跡）や赤さびもなく、大事に保管されてきた伝世鏡と見て間違いないだろ

・カラー
左頁の
右上(1/4)
に限度一
杯はみ出し
掲載下さい

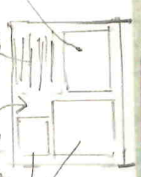

次頁の地図と
写真

3,060P - 7/10

618

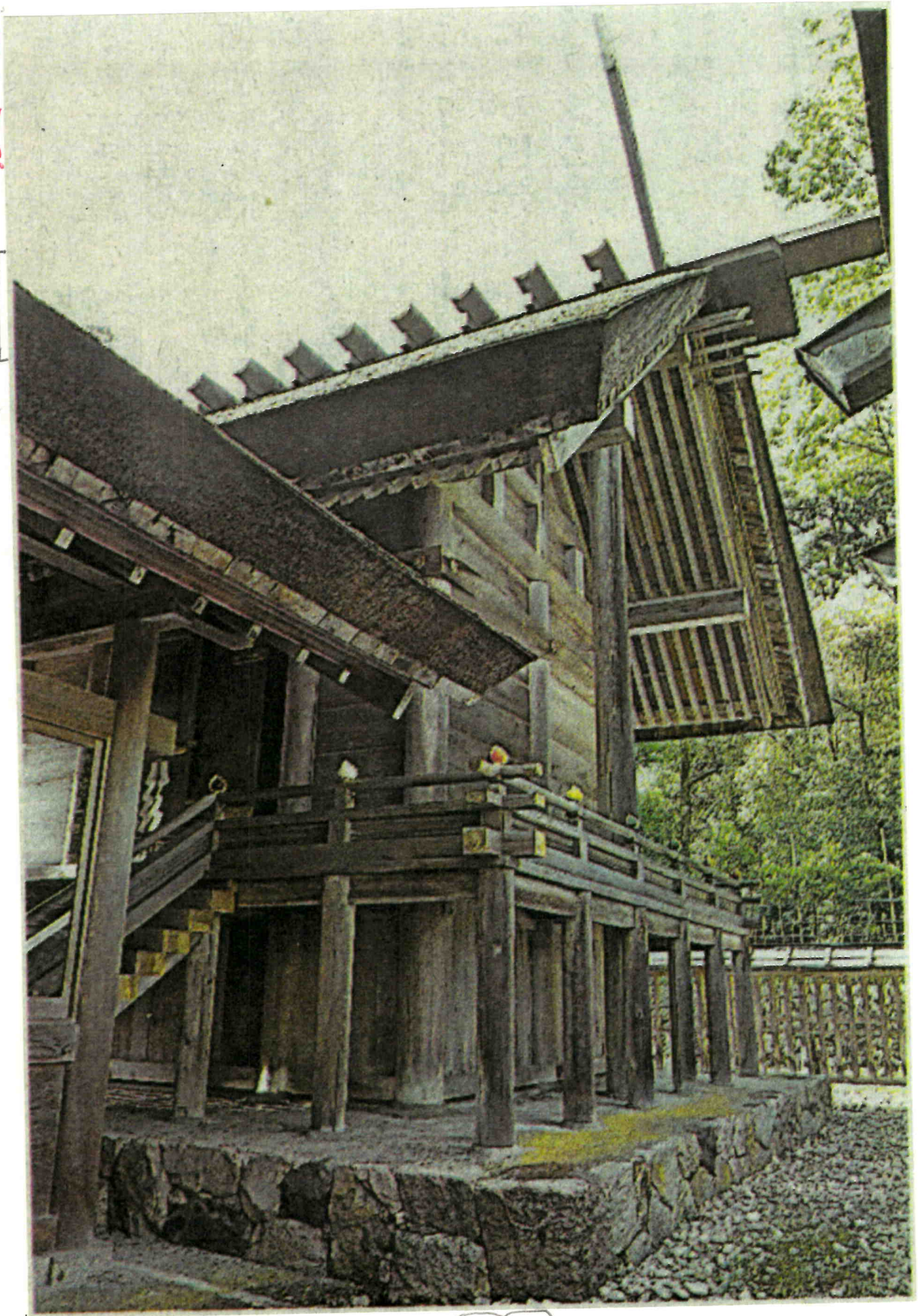

142G

写真図版 570　籠神社の本殿（この）（ほんでん）

12.0G

・伊勢神宮（いせ）と同じ「唯一神明造り（ゆいいつしんめいづくり）」である。棟（むね）の上に「勝男木（かつおぎ）」（10本）および千木（ちぎ）（外削ぎ（そとそ））が見られる。

3,060P－3/10

*カラー
*右頁の下半分

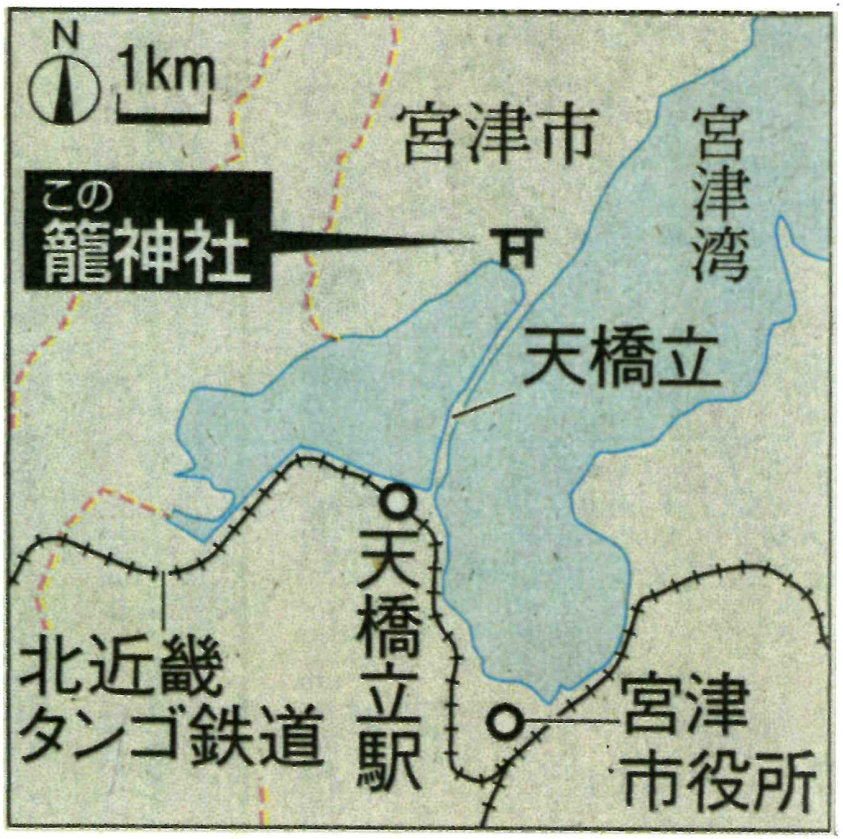

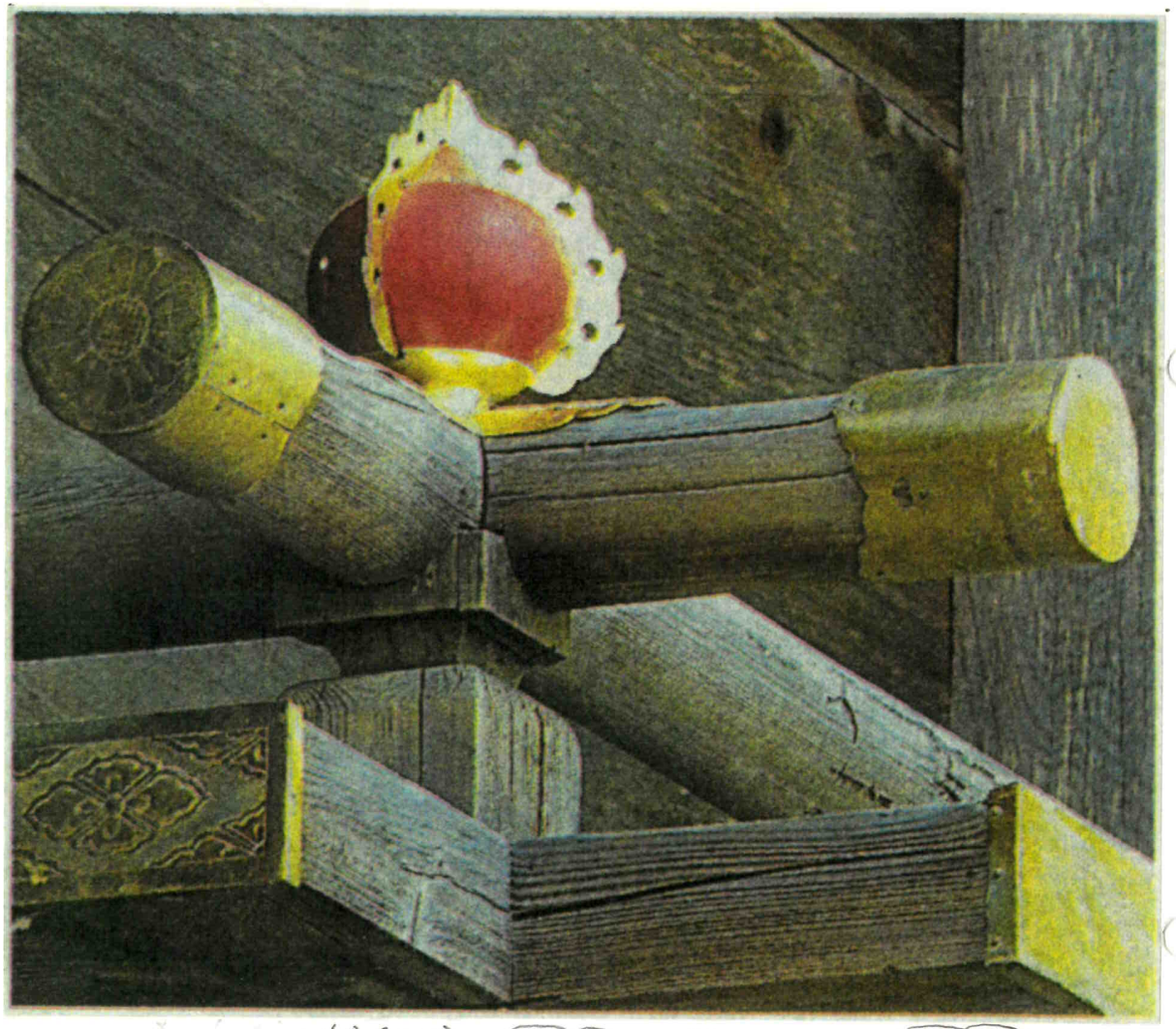

こもり(この) ほんでん す すえだま ルビ有る
14QG 写真図版 571 籠神社本殿に据えられた「座王」

こうらん す すえだま いせ こもり
12QG ・高欄に据えた青、黄、赤、白、黒の五色の座王は、伊勢神宮と籠神社でしかみられない。

13QG ↱右頁の下に記載する。(中心ふりわけ)

『朝日新聞』平成22年(2010)5月31日付〈この籠神社〉参照。 619

・カラー
・左頁の右半分に載せる。

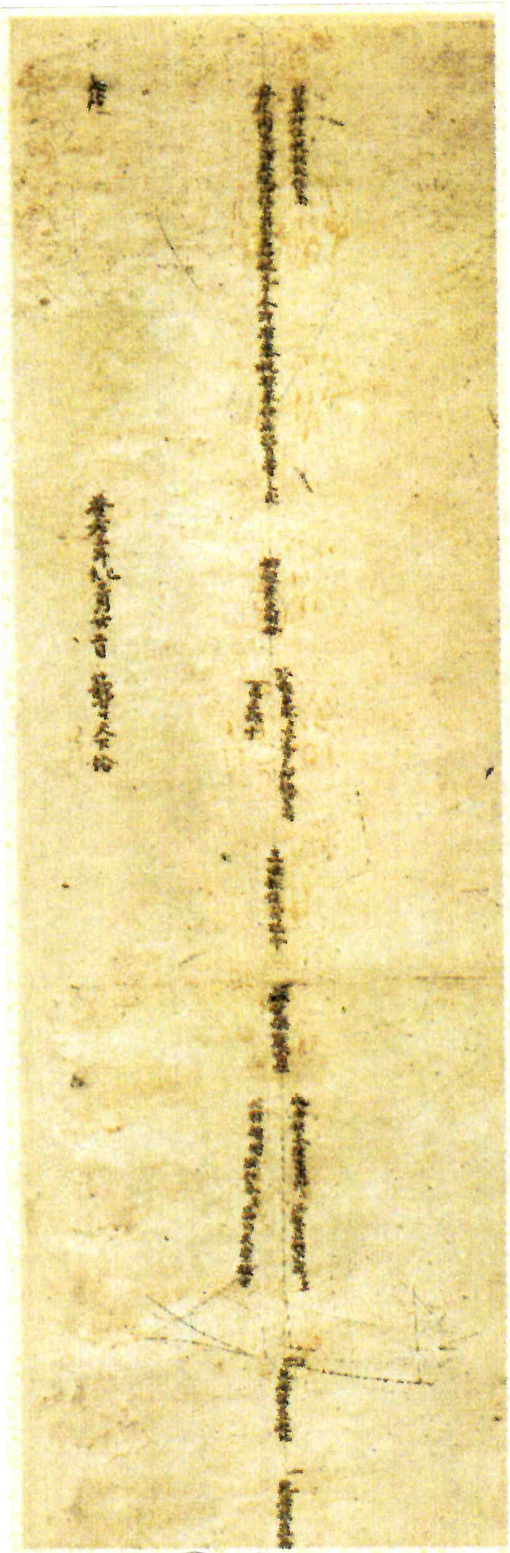

3,060P - 4/10

620

14QG

写真図版 572

13QG

12QG

海部氏系図（部分）

平安初期　国宝

- 丹波国造としての海部宮司家の推移などを知る貴重な資料である。
- 日本最古の系図として知られる。

・カラー
・左頁の左半分に載せる。

四すみを補充して下さい。

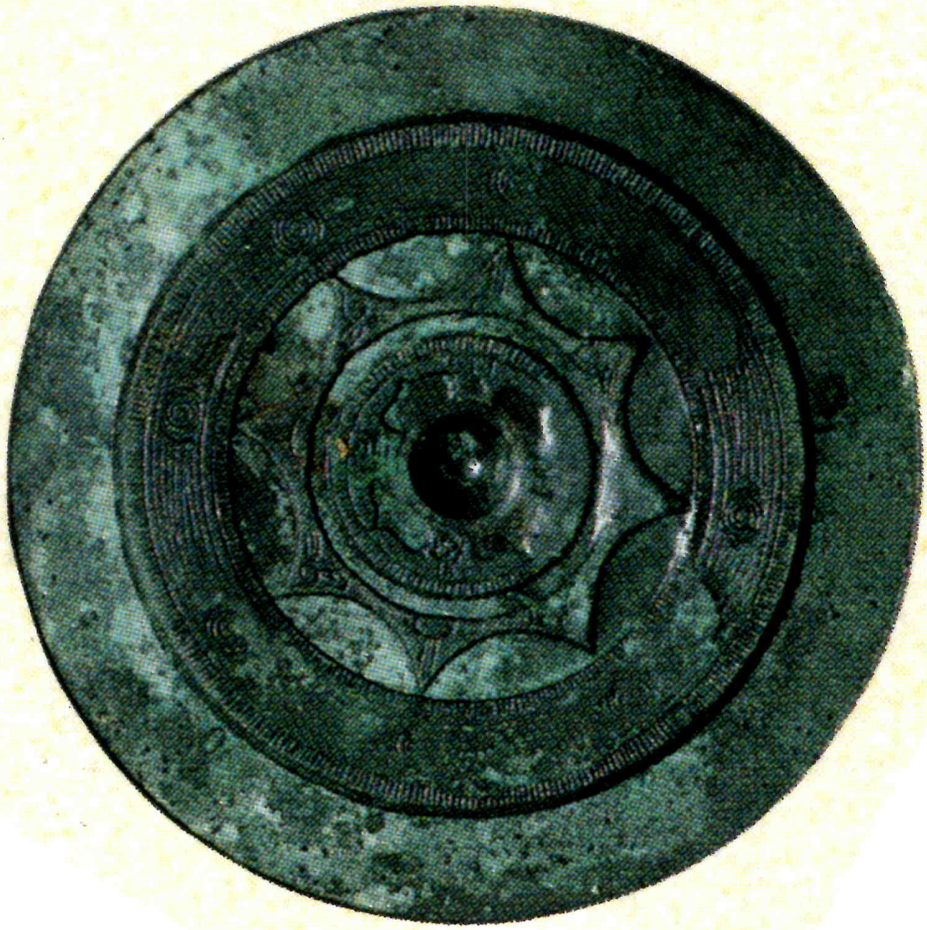

3,060P-5/10

621

ヨコ・トル

ヨコ・トル

14QG

写真図版 573 辺津鏡（上・前漢）と 息津鏡（下・後漢）

12QG

・日本最古の伝世鏡とされ、海部宮司家に伝わる。

左頁の下に、中心ふりかけで記載する。

13QG

『全国一の宮めぐり』学習研究社、2004年1月15日発行、106～7頁参照。

う。

弥生時代にあたる時期の保存状態のよい伝世鏡があったという点からいっても、同神社は社伝通り極めて古い歴史をもっていることがうかがえる」という。（「朝日新聞」昭和六十二年十一月一日付〈籠神社の銅鏡は漢代の伝世品〉参照）

■なお、この籠神社第八二代宮司の海部光彦氏は「一九八七年（昭和六十二年）先代の遺言に従って「神宝鏡」辺津鏡」（前漢鏡）と「息津鏡」（後漢鏡）の存在を公表した。出土品でなく、代々受け継がれてきたことが、世間を驚かせた」という。（「朝日新聞」平成二十二年五月三十一日付〈籠神社〉参照）

■鏡に記された銘が記されていないので、朝廷から返却されたのだろうか。（不明）

■因みに、

・一九八七年から、仁徳元年（三九九年）を差し引くと「一五八八年である。（第十表参照）

・一五八八年を、八二代で割ると、約一九歳となる。

・海部氏の一世代は、約一九歳だったのかも知れない。

コクヨ ケ-20 20×20

瑞江浦嶋子

先述のように、『太神宮諸雑事記』の雄略天皇条には、

「雄略天皇二十一年に天照大神の託宣があり、一一翌年の即位二十二年戊午（四七八）七月七日に豊受神を迎え奉った」

とある。（第五十五章「雄略天皇」「豊受大神」の項において既述）

当該記事を、この物語では、次のように解釈してみたい。

天原

《日本書紀』巻と同様の）雄略天皇二十二年戊午（四七八）の七月七日、天上の国の高市の殿舎のすぐ近くに、一一一一一夫君である彦星（瑞江浦嶋子）を迎え奉った》

すなわち、

《七月七日の七夕の日に織姫と牽牛とが相会するという中国伝来の信仰通り

一一一七月七日の七夕の日に、天照大神（神功皇后・卑弥呼）と彦星（瑞江浦嶋子）とが

久しぶりに再会されたということなのであろう、と想到される。

トル 日本書紀巻と同様の 雄略天皇二十二年戊午（四七八）七月七日に豊受神を迎え奉った 天原 623P

それにしても、何という符合なのだろう。

『太神宮諸雑事記』の雄略天皇二十二年七月七日条と同年同月条に、『日本書紀』の雄略天皇二十二年七月条に、『瑞江浦嶋子』の記事が掲載されていて、非常に興味深く思われる。

恐らく、神功皇后紀中に『瑞江浦嶋子』の伝承を伝える女人が挿入する訳にいかず、止むなく、雄略紀には簡単ながらこう記されている。

「雄略天皇二十二年七月、丹波國の餘社郡の管川の人瑞江浦嶋子、舟に乗りて釣す。遂に大亀を得たり。便に女に化為る。是に、浦嶋子、感りて婦にす。相逐ひて海に入る。蓬萊山に到りて、仙衆を歴り覩る。語は、別巻に在り」

なお、浦嶋（水偶）の子孫達は、丹後国与謝半島の東部、筒川（筒川）において、先に述べたような寸劇にて、往古の有様を偲んでいたのであろうと推察される。（第三十一章〈浦嶋子伝説〉の項参照）

また、雄略紀二十二年七月条の冒頭には、

コクヨ　ケ-20　20×20

「丹波國の餘社郡の管川の人瑞江浦嶋子、舟に乗りて釣す」

と記されている。（既述）

瑞江浦嶋子の子孫達（丹波國餘社郡の管川に住む者達）が次から次へ襲名して同じく「瑞江浦嶋子」と名のっていたから、

――あえて、日本書紀の編纂者達は

「丹波國餘社郡管川人瑞江浦嶋子」

と、まぎらわしい記述を行ったのであろう。

《瑞江浦嶋子は、管川の漁師であった》

という印象を与えようとしてのことと思われる。

＊

先に、

「須佐乙男が亡くなったとき、根国の王着となったのは、須佐乙男と奇稲田姫との間に生まれた八嶋篠、すなわち「大己貴」であった。

八嶋篠は、須佐乙男の長子ではなかったから、「須佐乙男」という王名を引き継ぐわけにいかず、自らを「大己貴」と呼ぶことにした。

ーーーこれ以後、大己貴の子孫は代々「大己貴」という王名を継いでいったのであろう」

百2-467P 百2-383P 紀上637P 497P 八上に470P 「あるいは」国3059-P

と述べた。（第三十九章〈大己貴〉の項において既述）

■あるいは、

〈梯儁（瑞江浦嶋子）には、■■■■祖国に長子があった。■■■■梯儁が大倭国

（九州）でうけた男の子は、「梯儁」という名を引き継ぐわけにいかず、「瑞江浦嶋子」と呼ばれ、――！そしてこれ以後、その子孫は、代々「瑞江浦嶋子」「浦嶋子」などと称されていったので■■■■

か〉

■■■■と「遊かならな、こと■■■■なが」と想像される。

（雄略紀二十二年七月条。万巻九―一七四。「丹後国風土記逸文」浦嶼子条参照）

626

雄略天皇の遺詔

（□共治国家□、□共治二天下□）

雄略朝末年

（第一表参照）

記。第一

それは、「四八九年のことだ。」（雄略

その年の七月一日、雄略天皇は病気にならされた。詔して、賞罰・支度など、事の大小にかかわらず、すべて皇太子（白髪皇子）にゆだねられた。（雄略紀二十三年七月一日条参照）

八月七日。雄略天皇は、病いよいよ重くなり、百官との別れの言葉を述べ、手を握って歎かれた。

いままさに、おのれの命が失せようとしていることを、雄略天皇御自身、察しておられたのであろう。

そのような昂った心の乱れが、病臥している雄略天皇をして、疲労困憊させたのであろう。

627.

コクヨ　ケ－20　20×20

紀上498°注13
紀小286°
→H4.8.21(金)魅休
宇治谷上288°
井上431°
大伴室屋(男)3075°
(女)3126°
(金)3,064°5件
3,061°-3/3
紀上498°注13

かんばせ 容 顔 50件° くじゅう 苦渋 623°
ぜんごふかく 前後不覚 も◎

■疲れ果てぐっすり寝込んだ雄略天皇は、前後不覚に落ち入り、昏々と幾日も眠り続けられた。

■と、そんなとき、雄略天皇の顔に、苦渋の色が走った。何か、夢でも見ておられるのだろうか。

＊

■やがて、長い眠りから覚めた雄略天皇は、御見舞いに来ていた大伴室屋大連と東漢掬直とが居るときに、遺詔してこう言われた。

「今、天下は一つの家のようにまとまり、竈の煙は万里の遠くにも立ちのぼっている。万民よく治まり、四夷も服従している。これは、天意が、區夏を安らかにしようと願っているからである。云々」

＊尚、□區夏とは、區が区域、夏が華夏の意。

コクヨ ケ-20 20×20

太いゴチ 628

味であり、中国全土を示す。（「日本書紀」（上）日本古典文学大系 岩波書店 四九九頁 注一三参照）

＊太伯の後であることを誇りとする支配者達は、おそらく、

〈太伯の正統な血を受け継ぐ俊人達が治めている日本列島西域もまた、道理的に言って、

正統な

区夏（中国）である〉

という意識を持っていたのであろう。と共に、

皇華〉の項において既述）

雄略天皇の遺詔の言葉は続いた。難解であるが、大略、次のような意味であろうか。

「思いもよらず、病気がすすみ、意識が朦朧となって、常世国（つまり九州地方）へ至ることとなった。もっとも、これは人生の常であって、いまさら言うまい。

ただ、朝野の衣冠だけは、まだはっきり定めることが出来なかった。また、教化や政刑についても、十分でないところがある。これを思うとき、ただ無念である。――（中略）――

うみの子孫のうちの誰かに、私の念願を受け継がせてくれぬか。天下の為には、事、情を割

㊥3063'1行へ ㊦3064'8行へ

コクヨ ケ-20 20×20

同文
前頁末2行へ

か　こと
闕ける　小林1019P　大カンワ2347P　少くす、足らず、備わらず。　紀上461P　499P　注22
不足、欠ける、少ない。　こと　異母兄の弟　紀上502頁4行目

さなければならない。

いま、星川王（雄略天皇と吉備上道臣の女稚媛との間に生れた二人の男の子のうちの次男。清寧天皇の異母兄または異母弟）は心に悪意をいだき、行いは友于（兄弟の仲良いこと）という。しかしながら、友。汗斯王の意が隠されてみたい。手は『ウ』と訓む）に闕けている（及ばない）。古の人は、

『臣（汗斯王のこと）を指しているのであろう』

ていると解釈し

を知るはその君（雄略天皇御自身と解すべきであろう）に若くものはなく、子（星川王のこと）を知るは父（雄略天皇か）に若くものはなし』

と言っている』

それにしても、所々奇妙な文もながら、

「人生子孫、誰不属念。既為天下、事須割情」

「人生子孫のうちの誰かに、私の念願を受け継がせてくれぬか。天下の為には、事、情

「望まれたのであろう」㊎3066'8行

㊎2801'-2/2
㊎3066'

3,062'-2/3

たく 託す 元1364' 紀上497' 1行

を割さなければならない」
とあって注目される。

1 雄略天皇の念願とは、一体、何のことなのだろうか。

2 また、前年の雄略二十二年正月一日に、白髪皇子（後の清寧天皇）を以て皇太子とされたというのに、――――どうして、他の誰かにその念願を託すのだろうか、と疑問に思われる。

■文面には表わされていないが、あるいは雄略天皇は、――――ついに果されなかった忘神天皇の遺詔を実現したい、と考えられたのかも知れない。

■つまり、雄略天皇は、
①天上の国（九州）の都に、天照大神
②日辺日本国（近畿）の都に、白髪皇子（清寧天皇）
③かつての海の国（北九州沿岸地域）に、汙斯王の子孫
を配したいと思われたのであろう、と想察される。（第四十六章〈忘神天皇の遺詔〉の項参

紀上497' 1行
㊎3061'-1/3 10行 皇太子（後の清寧天皇）

コクヨ ケ-20 20×20

昭

米

暫し瞑目しておられた雄略天皇は、目を見開き、忽然とした面持ちでさらにこう言われた。

「もしも仮りに、星川王が自らの志を得て(ともに国家を治め)共治国家となったならば、星川王が、皇太子白髪皇子(後の清寧天皇)と共に国家を治めるようなことになったならば、(星川王が)臣連におよび、一一一一かならず戮辱(はじ)が(皇太子に)からきこと酷毒が庶民にゆきわたるだろう。そもそも悪い子孫(星川王の子孫のこと)は百姓に嫌われ、良い子孫(汗斯王の子孫のこと)は足くまでに大業を背負うことになっている。これは、朕が家(天皇家)の事であるとはいえ、道理において隠しておくべきことではない。況大伴大連らに莫大な民部の私有を許しているのは今のような時に当って皇室を護持して欲しいからである。」

皇太子(後の清寧天皇)は地(=近畿地方)

コクヨ ケー20 20×20

なくん
儲君（＝あと継ぎの君のこと、あるいは皇位のこと）が上（天上の国）にあって、天命を承け嗣ぐならば【これらの者達の】仁孝はよく聞え、その行いを見ても朕が志を成しとげるのに足る。

此を以て、［共治天下］もめれば【二人が共に天下を治めてくれるならば】、朕は、死ぬと雖も、何ぞまた恨む所のものをはない」

そーて、一本によると、雄略天皇はこうも天下に広く聞えている。不幸して私が崩んだら、その後にきっと、皇太子を害するであろう。おまえたちの民部は非常に多い。かならず、たがいに相助け、けっしてあなどらせるな」

●なお、

「本文の長大な遺詔の主旨は、この一本の遺詔に尽きている。一本を史料として聖徳太子の伝記が、本文に採られた遺詔であろう」

と言われている。（「日本書紀」（上）日本古典文

学大系、岩波書店、五。。頁注七参照）

●しかしながら、『大悪天皇』と天下に誹（ひぼう）された雄略天皇が、自分の子である星川王（ほしかわのみこ）を押えつけることも出来（できず）、大伴室屋（おおとものむろや）大連と東漢掬直（やまとのあやのつかのあたい）とに遺詔（いしょう）して助力を乞うた、というのは不自然（ふしぜん）である。

●しかも、一本（あるふみ）を史料として渥色（あくしき）し、本文の長大（ちょうだい）まわりない遺詔（いしょう）を作らねばならない理由（ゆう）が明（あき）らかでない。

●一本（あるふみ）を記載（きさい）したというのに、その他（ほか）に意味（いみ）さえ明瞭（めいりょう）でない渥色（あくしき）した長文（ちょうぶん）（本文）を載（の）せる必要（ひつよう）があったのだろうか、と疑問視（ぎもんし）される。

●そして何（なに）よりも、この時（とき）には未（ま）だ『星川王の乱（らん）』に発展（はってん）すらしていないのだから、『天下（てんか）』『国家（こっか）』を論（ろん）じているわりには、表面上（ひょうめんじょう）の内容（ないよう）が小（ちい）さすぎる、という印象（いんしょう）を受（う）ける。

●恐（おそ）らく、長大（ちょうだい）なだけであまり意味（いみ）がないように見（み）える雄略天皇の遺詔（いしょう）の本文（ほんぶん）の内（うち）にこそ、重大（じゅうだい）なことが隠（かく）されているのだろう、と推察（すいさつ）する。

天下 ㊥ 3063P 6行
国家 ㊥ 3062P 3行
疑問視 3,064P
明白 次頁6行
ひぼうを ㊥3,061P 3行 ㊦3,067P 20行
天下誹謗に言はく「大悪天皇」紀上465P 末2行
この当時、まだ天皇の好称は無い。ルビ無し。

H11.5.2

見わかる→左

S62.3.15(日)

3,065P

3061P-1/3

明らか 前頁9行
明瞭 前頁中央

ほぼく 玄2038P
補足 おぎないいたこと

トル

ここに記すべきなから、あえて補足しておくことにしよう。

■日本書紀の編纂者達は、〔本来の雄略天皇の〕遺詔の取り扱いについて、非常に困惑した、と思われる。

■有るが儘その通り明白に記す訳にはいかず、かといって一朝時代の発端というべきこの重要な遺詔を全く記載しないということも出来なかったに違いない。

■そこで、編纂者達は、――雄略天皇が口にされた「共治国家」・「共治天下」という元の遺言の上に、星川王の乱を塗り重ねて、ただただ長大なばかりで、何を言いたいのか分からない、奥様な遺詔へと、作りかえてしまったのであろう、と想到される。

■雄略天皇の死の間際における遺詔を、正しく理解するには、先ず、星川王に関連した字句を切り離し、――さらに、編纂者達が隠したであろう真の意味を探し出す作業を行わなければならないと思われる。

3061P-2/3 7行

3063P 6行

星川王の乱に関する記事

635

元々の元来の

コクヨ ケ-20 20×20

■ともあれ、雄略天皇の遺詔に従って、[ ]トル

[ ]は、共治国家「共治天下」の時代が誕生することになったのだろう。

■察するところ雄略天皇は、------あの「三者共立の時代」（天照大神・月読尊・素戔嗚尊の三者による共立の時代）の良き日々を再現したいと熱望されたのであろう。

■なるほど、当初の間は、

①大倭国の都の「天照大神」

②日辺日本国（近畿）の都の「清寧天皇」

③九州北辺の地の「汗斯王の子」（継体天皇）

の三者による共立の時代が続いていったに相違あるまい。

■しかし、磐井の乱（五二七年）の前年には

[ ]継体天皇と武烈天皇との間に[ ]抜き差しならない大きな亀裂が生じてしまっていたのかも知れない。

■先述の[ ]ように、この物語では、

「継体紀二十年（五二六）九月十三日、継体

日本書紀紀年の

コクヨ　ケー20　20×20

H11.5.3.㊍
H30(2018)8.8(水)～8.9(4回)
H31(2019)2.27.大嘗天皇3,064P 2年
～2.28(3回)
令和元(2019)8.7(水)～8.9(3回)
令和2(2020)3.19(木)～3.21(4回)
令和2(2020)11.28(土)～11.30(4回)

㊍3028P～9P

3,067P

㊍3057P 紀下3P
一3/2

体天皇は、〈山城国乙訓郡に地理的に相当する肥前国基肄郡長岡の神の社あたりから〉肥後国のタクマガ原へ遷都された。――――――それは、武烈七年のことであった」と解してみたい。〈第五十五章「雄略天皇」彦太尊誕生〉の項において既述〉

〈継体紀二十年(五二六)以後、『二朝時代』と想像される。

■なお、第一表に示すとおり、

①仁徳天皇系の「清寧天皇」から「武烈天皇」へ至るまでの『東の王朝』

②応神天皇の五世孫「継体天皇」の『西の王朝』

の東西二朝併立の時代を『第一期二朝時代』と呼ぶことにしよう。(第一表参照)

■こうして『二朝時代』へ突入した。

■そこで『二朝時代』開始の端緒となる遺詔を口にされた「雄略天皇を『大悪天皇』と称して

(雄略紀二年十月条参照)

637

コクヨ ケ-20 20×20

紀上465頁